

()年度()年分 市民税・県民税申告書付表
(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)

納税義務者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

○確定申告した上場株式等の所得

			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※対象となる上場株式等に係る配当所得や譲渡所得については、所得税 15.315%（復興特別所得税含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率で源泉徴収されているものに限ります。

※上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告の内容で住民税を課税することがあります。

申告する番号の□にチェックをつけてください。

- 1.上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 2.上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では下記の所得を申告します。
↓ 2を選択した場合のみ記入してください。

			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

注意点

- ・この付表は原則として、当該年度の申告期限内に提出してください。ただし、期限後であっても当該年度の納税通知書が送達される日までに提出されたものは有効です。
(納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告書は無効となります。)
- ・市民税・県民税において申告不要制度を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。
- ・所得税とは異なる課税方式を選択し、当該年度において、繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合は、納税通知書が送達される日までに、別途「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。別紙の有無について、チェックしてください。繰越控除明細書の添付 有 無

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書
(令和 年度分)

納税義務者 氏名 _____

()年から()年までの間に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で、()年度分以前の市町村民税及び道府県民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年分	損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度分へ繰り越した損失額 (a) 円	前々年度分及び前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失額 (b) 円	本年度分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (a) - (b) 円
前々々年度 () 年分			(翌年度繰り越しはできません)
前々年度 () 年分			
前年度 () 年分			

本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
本年分で分離課税配当所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額	円

年1月1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都道 郡 町
市
府県 区 村